一人ひとりの尊厳が守られ、共に生きるまち　ごぼうを目指して

社会福祉課　☎0738-23-5508
FAX0738-24-2390

人権を考える強調月間　11月11日(水)～12月10日(木)

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利であり、日常の思いやりの心によって守られるものです。

御坊市人権施策基本方針に基づき、私たち一人ひとりが、さまざまな人権に関する問題について理解と関心を深め、差別や偏見のない明るい社会を築きましょう。

同和運動推進月間　11月１日(日)～30日(月)

御坊市では、市民の皆さんとともに、これまで同和問題の解決に全力をあげて取り組んでまいりました。その結果、同和問題は解決に向かってはいるものの、今なお許しがたい差別事件が起こっています。さらに、全国的にみても、情報化の進展に伴って、インターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなどの行為が発生しています。

部落差別のない社会を実現するため、平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指しています。

私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、「差別をしない、差別を許さない」という意識を高めていきましょう。

11月４日（水）	７：45～ ＪＲ御坊駅
	15：30～ オークワ ロマンシティ御坊店
11月21日（土）	11：00～ オークワ ロマンシティ御坊店

女性に対する暴力をなくす運動期間　11月12日(木)～25日(水)

女性に対する暴力をなくす運動期間の取り組みの一環として、**街頭啓発**を行います。

◆日時　11月12日（木）15：30～　　**◆場所**　オークワ　ロマンシティ御坊店

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」について

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が、令和２年３月24日に施行されています。和歌山県では、行政、県民、事業者等が一体となって部落差別のない社会を実現することを目指しており、本市としても引き続き、部落差別解消のための教育や啓発、皆さんからの相談への対応などに取り組んでいます。

市民の皆さんにも、条例の趣旨をご理解いただき、部落差別は絶対に許されないものであるという認識のもと、一人ひとりの人権が尊重される豊かな社会をともに築いていきましょう。

◆問い合わせ　和歌山県　人権政策課　☎073-441-2561　FAX073-433-4540

【同和問題（部落差別）の相談窓口】

同和問題（部落差別）に関することでお悩みの場合は、下の窓口までご相談ください。

- 御坊市役所　社会福祉課　人権・男女共同参画推進室　☎0738-23-5508　FAX0738-24-2390
- 日高振興局　総務県民課　☎0738-24-2936　FAX0738-24-2906
- 和歌山県　人権政策課　☎073-441-2563　FAX073-433-4540
- 人権ホットライン（(公財）和歌山県人権啓発センター）　☎073-421-7830　FAX073-435-5421